

紀の川市人権施策基本方針

[第二次改定版]

概要版

— 人権を尊重し、思いやり、たすけあい、
笑顔とあいさつで和を広めます —



令和3年（2021年）3月
紀の川市

人権感覚に満ちあふれた社会の実現をめざして

「人権」とは、すべての人々が生まれながらにして持っている幸せに生きるための権利で、誰からも侵されることのない基本的な権利です。

本市では、すべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的に、平成18年(2006年)12月に「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」を施行、平成19年(2007年)3月に「紀の川市人権施策基本方針」を策定し、総合的な人権施策に取り組んできました。その後、取り組みの成果や法令・計画などの動きなどを踏まえ、平成28年(2016年)3月には「紀の川市人権施策基本方針[改定版]」を策定しました。

しかしながら、いじめや体罰、児童虐待などの子どもに関する人権問題、女性への暴力、高齢者、障害のある人などに対する人権侵害、職場でのハラスメント、同和問題など、社会を取り巻く人権問題は依然としてすべてが解決されているとはいえません。

また、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)の普及や外国人の入国者数の増加などがみられる中、インターネット上の人権侵害やプライバシーの侵害、外国人の人権問題などといった解決すべき人権問題も多数存在しています。

このような中、社会の状況や人権に関する法令・計画などの動き、令和元年度に実施した意識調査の結果などを参考に、紀の川市の人権を取り巻く現状と課題を踏まえ、基本方針の改定を行いました。

今回の改定に基づき、私たち一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、日常生活において学習を深めるとともに、より多くの人々に働きかけて問題意識を喚起し、すべての人の人権が尊重される豊かなまちを実現できるよう取り組んでまいります。

人権尊重のまちづくりの基本理念

紀の川市民は人権について、世界人権宣言の第1条にある「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」、及び日本国憲法に定める「基本的人権の尊重」の精神に基づき、「基本的人権の尊重と真に自由で明るく差別のない社会の確立」を目指してきました。

また、「紀の川市民憲章」に掲げられた5つの主文、及び「紀の川市人権尊重のまちづくり条例」にある「人権尊重のまちづくりに関し、市及び市民の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もってすべての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的とする」を実現していくためには、家庭・学校・地域・職場等、生涯を通じて社会のあらゆる分野において、人権尊重のまちづくりに寄与するよう、総合的な施策の推進が求められています。

そして、市民一人ひとりが社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権尊重を念頭に置き、自らの人権を行使すべきであるとの自覚を促す必要があります。

このような認識に立ち、人権に対する総合的な取り組みを市民との協働と連携により推進します。

<基本理念>

人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、平和で心豊かに充実した生活をだれもが等しく享受できる、人権感覚に満ちあふれた社会の実現

人権施策の目指すべき方向性

基本理念を実現していくため、次の目指すべき方向性を基準として人権施策を展開し、地域社会全体で人権尊重のまちづくりを推進します。

【目指すべき方向性】

個人の尊厳の尊重

人権の平等性の保障

多文化共生社会の形成

人権教育・啓発の推進

人権教育とは「人権尊重の精神の涵養（無理をしないでゆっくりと養い育てること）を目的とする教育活動」（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律）で、その実現のためには、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情に応じて、学校教育と社会教育とを相互に連携し、活動を推進することが重要です。

令和元年度に実施した本市の意識調査において、人権が尊重される社会を実現するために市として必要な取り組みの設問では「学校、地域社会や企業内での人権教育を充実させる」が 50.1%と最も多くなっています。このことから、人権が尊重される社会の実現のためには子どもから大人まであらゆる世代への人権教育が重要となるといえます。

また、人権啓発は、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、これを前提として他人の人権にも十分に配慮し、人権侵害の生じない社会の実現を図っていくことを目的としています。

（1）人権教育・啓発の基本的な考え方

人権尊重社会を実現するためには、市民一人ひとりが人権尊重の大切さを理解し、市民全体に広めていくことが必要です。すべての市民が互いの人権を尊重する社会を構築していくには、家庭・学校・地域・職場等、社会全体で人権教育・啓発活動を実施していくことが大切です。

人権教育・啓発の推進にあたっては、市民の参加と実践の中、市民・事業者・行政との協働と連携により、さまざまな手法を取り入れながら、次の5つの考え方に基づき、総合的な人権施策の推進に努めます。

- ① 人権教育・啓発を基本とした人権尊重のまちづくり
- ② 時代により変化する人権課題、市民・事業者・行政との協働と連携による地域づくり
- ③ 多様性を認め、個性と能力を発揮できる環境づくり
- ④ 人権課題へ取り組む、自律した人づくり
- ⑤ 成長過程に応じた環境づくり

(2) 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発は市民一人ひとりの人権意識の高揚を目標とします。その際、次の4つの視点に留意して施策を推進します。

- ① 人権の基本理念に対する認識を深める
- ② 人権が共存する社会の実現を図る
- ③ 他者の身になって考え、行動できる態度を身につける
- ④ 一人ひとりが自発的に学ぶ

(3) 人権教育の基本的な取り組み

① 家庭における人権教育の支援

家庭は、人間形成を図るうえで重要な役割を果たす場です。とりわけ、乳幼児期は、あたたかな愛情により人間関係の基礎となる信頼関係を豊かに築いていくうえで、重要な時期です。子ども一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、個性を生かすとともに、他人への思いやり、いのちや人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育ができるように支援します。

② 就学前・学校における人権教育

幼稚園・保育所においては、自然や動植物とのふれあいを通して、いのちの大切さを感じたり、さまざまな遊びを通して仲間との関係や豊かな人間性を培ったり、人との関わりを通して相手を理解し、お互いを大切に思う気持ちを育てていくことを基本とした人権教育を進めます。

小・中学校から高等学校においては、学校生活のあらゆる場を通して、個々の自尊感情を高め、他者を尊重し、互いに違いを認め合うとともに、人権に関する知識を深め、豊かな感性を育む教育を進めます。さらに、自分の考えを適切に表現し、相手の意見を受け止めることができるコミュニケーション能力や、相互に尊重しあえる人間関係をつくり問題を解決する能力など、人権に関わるスキル（技能）を身につける教育の推進を図ります。

③ 社会教育としての人権教育

市民一人ひとりが、さまざまな学習機会を通して、人権について正しく理解し、自らの生き方に関わる問題として受け止め、人権尊重の精神を日常生活に実現していくことができるよう支援します。

また、子どもが誤った認識や偏見・差別意識をもつのは、周りの大人の影響も大きいと考えられることから、大人自身が人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を深め、人権尊重の精神を日常生活に生かしていけるよう支援します。

(4) 人権啓発の基本的な取り組み

人権啓発は、全ての人の人権が尊重され、明るく住みよい地域社会を実現するために、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、日常生活や社会生活において、これらの認識が態度や行動に確実に根付くことを目的としています。人権が尊重される社会を目指す人権施策の取り組みとして、市民の理解と共感を得られるよう2つの視点から人権啓発を推進します。

① 市民全般を対象とした人権啓発

人権啓発の現状と課題や基本目標を踏まえ、市民全般を対象とした人権意識の高揚が図られるよう、それぞれの対象者に応じて分かりやすい事例を用いる方法や、参加者が気軽に自主的に参加できるような方法による取り組みを行うことが必要です。

② 企業等への人権啓発

企業等は社会を構成する一員であり、大きな社会的責任と役割を担っています。特に企業には、雇用や昇進、個人情報保護など、人権尊重の企業姿勢が求められています。その上で、地域社会への影響力が大きい企業については、いじめや嫌がらせなどの「ハラスメント」の発生や、長時間労働、不当解雇などが問題となっていることなどから、職場環境の改善や、人権尊重の視点に立った自主的な活動を促す取り組みを行うことが必要です。

(5) 人権に関わりの深い特定職業従事者の人権研修

人々の人権にとりわけ深い関わりをもつ職業に従事する人は、市民の人権意識の高揚を図るために、より一層人権意識を高め、その職務にあたることが重要です。

そのため、市職員・就学前教育関係者・学校教育関係者・社会教育関係者・消防職員や医療・福祉関係者・市議会議員などの職業に従事する者は特に、人権行政の担い手として自覚し、人権研修を積極的に受講し、人権侵害に気づける感性と差別をなくす実践力を身につけ、職務を遂行することが求められています。また、それぞれの職場で行われる研修の充実を図れるよう、積極的に情報提供等の支援を行います。

相談・支援・救済の推進

市は、市民の人権を擁護する使命を担い、人権を侵害される行為やそのおそれがある人に対して、相談を受ける中で主体的な解決のための助言や行動を行うなど、人権を守り、回復するために国、県などの関係機関との密接な連携を図りながら、相談・支援・救済をはじめとする人権擁護体制の充実に向けた施策を展開します。

(1) 基本的な考え方

本市では、人権に関する相談に対応するために、人権擁護委員による人権相談のほか、国の機関や公益財団法人和歌山県人権啓発センターなどと連携しながら、さまざまな人権相談に応じる窓口を設置しています。女性や子ども、高齢者や障害のある人等の個別相談については、各担当課で相談窓口を設けています。

複雑、多様化する人権課題に対しては、総合的な対応が求められ、対応する職員の人権感覚の研鑽と専門的知識の向上が必要となっています。

また、効果的な人権相談・支援策を講じていくためには、個別の相談内容に応じて、適切な部署・機関との連携を図ることが必要であり、国、県等の相談・保護機関との具体的な支援体制やNPO等の市民団体との連携・協力も必要となっています。

(2) 相談・支援・救済体制の充実・強化

① 人権相談・支援体制の充実

人権相談において、的確な助言や指導ができるように、相談員等の資質の向上や各種相談に関する情報提供の充実を図るとともに、被害者が安心して相談できるようプライバシーに配慮した相談支援に努めます。また、複雑、多様化する人権相談に対応するため、国や県、関係機関等との連携・協力を努めます。

② 救済体制の整備

人権侵害に対する被害者の救済については、各課相談窓口において、緊急を要する避難や保護を必要とする女性や子ども、高齢者、障害のある人など、国や県（和歌山県子ども・女性・障害者相談センターなど）、NPO等の民間支援団体などと密接な連携の強化を図り、協力体制を構築します。

これまでも差別事件が発生した場合は、紀の川市人権問題処理委員会で、その問題の解決や処理を迅速に実施してきましたが、今後はさらに庁内体制を整備し、救済体制の充実を図ります。

(3) 擁護・保護機能の充実

① 権利擁護システムとの連携

高齢者や障害のある人など、人権上配慮が必要な人が守られ、安心して地域生活がおくれるように、高齢者虐待防止ネットワークの活用や成年後見制度など権利擁護事業の普及と充実を図るとともに、市民が簡易に安心して相談や救済の申し立てができるよう、人権擁護機関との連携を図り、権利擁護を推進します。

② 被害者の保護機能の充実

虐待やDV、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者が安心して暮すことができるよう、継続した相談支援に努めるとともに、必要に応じて、被害者保護の支援措置の実施や施設への入所支援を行います。

分野別人権施策の推進

1. 環境と人権

地球温暖化に伴う環境変化は、自然災害や人災、環境汚染など、人々の生活に多くの影響を与えます。環境政策の指針である「紀の川市環境基本計画」に基づき、持続可能な社会をめざして取り組みます。

また、環境問題がさまざまな人権問題に結びつく可能性もあることから、適切な情報提供を行い、人権侵害を防ぐことができるよう啓発に努めます。

2. 情報化社会における人権

インターネット等の利用者が適正な情報の収集・発信・活用における責任や情報モラルをもつことができるよう、人権教育やモラル意識向上の啓発に努めます。

3. 働く人の人権

男女がともに仕事と家庭の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進します。

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメントなどの予防・解決に向けた環境整備の取り組みを推進します。

4. 災害と人権

本市の防災計画等に、災害時の女性や高齢者、障害のある人など災害時要援護者に配慮した避難所設置・配置・運営等を明記し、災害時においても人権尊重の視点に立った取り組みが行われるように、防災訓練等の実施の機会を通して市民への周知に努めます。

5. 同和問題

同和問題を重要な人権課題として位置づけ、これまで取り組まれてきた同和教育や啓発活動を人権教育・啓発の視点で発展的に再構築していきます。

特に、残された課題が心理的な要因によるところが大きいことに鑑み、家庭・学校・地域・職場など地域社会が一体となって、不合理な同和問題に対する認識を深めるとともに、差別を許さない、残さないという社会意識の構築が最も重要と考えます。また、一人ひとりが同和問題に対する理解を深め、「差別の意識を次の世代へと残さない」ことを意識できるよう啓発に取り組む必要があります。

今後も一層、人権教育・啓発に取り組む、差別意識の解消を目指すとともに、インターネット上の人権侵害の防止に努めます。

6. 女性の人権

「紀の川市男女共同参画推進プラン」のもと、男女共同参画や人権の啓発などを進めるとともに、職場や家庭、地域における男女共同参画、政策方針決定過程への女性の参画の取り組みを推進します。

また、男女がともに人権を尊重して歩んでいける社会を実現していくため、女性が自己の能力を伸ばし、発揮できる機会を平等に得られるよう取り組みます。

女性に対する精神的、身体的暴力行為は、表面に出にくい問題であるため、地域全体で根絶に向けた取り組みと気軽に相談できる体制の充実を目指します。また、人権侵害の事象が発生した場合の迅速な擁護など支援体制を強化します。

7. 障害のある人の人権

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人もお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら地域社会の一員としてともに生活できる社会の実現に向けて、障害のある人の人権を守り、市民がともに支えあう施策を推進します。

そのために、地域や日常生活における「物理的なバリアフリー化」とともに障害のある人やその家族に対する差別や偏見などをなくす「心のバリアフリー化」を進めます。また、障害のある人の社会参加と自立を図るために、在宅サービスや保健・医療体制の充実、権利擁護の推進、及び障害のある人の教育の充実、雇用・就労対策を推進します。

8. 子どもの人権

「紀の川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなが元気、みんなが笑顔、地域で支える子育て支援」を実現していくため、市民や地域、関係団体、事業所、関係機関等と行政が連携しながら、子育てを通じて、家庭・地域がともに成長し、子どもの夢や未来を応援する施策を推進します。また、子どもや子育て家庭への見守り支援を充実し、子育てしやすい環境を形成することで人権侵害の防止を図るとともに、支援が必要な問題が生じた場合には、速やかな発見、連絡体制づくりと救済できる体制づくりを行い、継続した見守り体制の充実を図ります。

いじめ問題への取り組みとして、家庭・学校・地域及び関係機関と連携し、いじめから子どもたちを守る体制づくりの充実を図るとともに、早期発見、相談できる体制の充実や学校におけるいじめをなくす取り組みを、地域ぐるみで支援する体制の強化を図ります。

9. 高齢者の人権

「紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」の基本理念である「地域で支えあい、理解しあいながら、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を実現していくため、地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて取り組みます。

そのためにも、高齢者一人ひとりが、生涯にわたって、住み慣れた地域で自分にあった暮らしの中、心豊かに生きがいをもって地域や周りの人との関わりをもちながら、安心して暮らし続けられる生活が送れるよう支援や取り組みを推進します。

10. 外国人の人権

国籍や民族に関わらず、外国人も地域に暮らす市民のひとりとして、偏見や差別のない地域社会を築いていくためには、一人ひとりが、外国人のもつ文化や宗教、生活習慣などの違いを理解し、これを尊重することが大切です。

そのためには、市民に諸外国の歴史や文化、生活習慣などについての紹介や外国人とふれあう機会を積極的に提供することなどを通して、在住する外国人がいきいきと暮らすことができる共生社会づくりを目指します。

11. ハンセン病回復者、難病などの患者の人権

ハンセン病やH I V感染症、難病等については、発生の予防と患者や家族の人権尊重を基本とし、一人ひとりが安心して社会生活に参加できる環境整備のほか、適切な治療が受けられるように支援します。

このような観点から、ハンセン病やH I V感染症、難病等に対する偏見や差別をなくす正しい知識の普及・啓発を図るとともに、関係機関と密接な連携を図り、適正な治療の確保と家族への人権相談などの支援体制の整備に努めます。

また、新型コロナウイルスの流行に対しては、感染者やその家族及び医療関係者等に対する差別等を防ぐため、正しい情報の発信や相談支援体制の整備に努めます。

12. 犯罪被害者とその家族の人権

犯罪被害者とその家族の人権擁護に資する啓発活動を推進するとともに、それらを支援するNPO等民間団体の活動支援に努めます。

13. LGBTや性同一性障害のある人などの人権

多様な性のあり方について正しい知識や理解を深め、誰もが自分らしく生きていくことができる社会の実現を目指して取り組みます。

14. さまざまな人権

刑を終えて出所した人の人権、自死遺族の人の人権、アイヌの人々の人権、北朝鮮に拉致された人々やその家族に関する人権、中国からの帰国者に対する人権、ホームレスの人権、ひとり親世帯への偏見や差別、婚外子（非嫡出子）やその母親、児童福祉施設等出身者に対する偏見や差別、社会的ひきこもりの問題などさまざまな人権問題があります。

このような、さまざまな人権問題に対して、あらゆる機会を通して人権意識の高揚を図り、偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。また、今後、新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じ、適切な対応と取り組みを行います。

施策の総合的な推進

- 人権教育・啓発を推進するため、各部署が責任をもって主体的に取り組んでいきます。個別対応では課題の解決が図れない事態等に対しては、関連各部署が連携して取り組んでいく必要があることから、さらなる庁内体制の充実を図ります。
- 本計画の進捗状況については、「紀の川市人権施策推進懇話会」に報告を行い、PDCAサイクルにより計画を適切に推進します。
- 人権問題を担うさまざまな主体が、お互いの自主性を尊重しながら、連携し、有機的な結びつきを深め、地域のネットワーク形成を強化します。
- 庁内の相談窓口から関連各部署まで一体となった迅速な連絡・対応体制と、さらに、国・県など関係機関との連携体制の強化・充実を図ることで、実際の人権侵害の事象に対して速やかに権利を回復する人権擁護のためのセーフティネットの構築を推進します。

紀の川市民憲章

紀の川市は、紀の川の清流と豊かな自然に
はぐくまれたまちです。
私たちは、先人が築いてくれた歴史・文化を
尊び、新しい時代にあった暮らしと文化を創造
するとともに、活気に満ちた紀の川市の実現を
めざして、この憲章を定めます。

一、ふるさとを愛し、教養を高め

新しい文化をつくります

一、人権を尊重し、思いやり、たすけあい

笑顔とあいさつで和を広めます

一、働くことに喜びを感じ、生きがいと

希望に満ちた未来をひらきます

一、趣味やスポーツを楽しみ、健康で

明るい家庭をつくります

一、感謝と奉仕の気持ちを大切にします

平成十八年十一月一日 制定



紀の川市人権施策基本方針[第二次改定版]概要版

(令和3年3月)

発行:紀の川市

編集:紀の川市企画部人権施策推進課

〒649-6492

和歌山県紀の川市西大井 338 番地

TEL:0736-77-2511(代表)

FAX:0736-77-0917

E-mail:k050300-001@city.kinokawa.lg.jp

<http://www.city.kinokawa.lg.jp/>

紀の川市の市章は、「紀」の文字をシンボライズし、自然の豊かさに包まれた快適な都市をデザインしています。

市を象徴する「紀の川」の流れや澄んだ空をイメージしたブルーを基調に、中心から交流の輪が広がる様子を描いています。